

子どもの人権連第35回総会・学習会

子どもは



ひとりの



人間だよ！



2020年9月11日（金）

新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大のリスクを鑑み
議案につきましては書面決議を行い、書面決議の結果、
学習会につきましては「いんふおめーしょん No. 166」に掲載します。

活動報告

(2019年9月～2020年8月)

19年度の子どもの人権連学習会(19年9月6日)において、平野裕二さん(ARC代表・子どもの人権連代表委員)の報告「子どもの権利条約採択30年・批准25年と子どもの権利をめぐる動向」、堀切博子さん(鹿児島県高等学校教職員組合)の実践報告「『子どもの権利条約』を学校の中に定着させるために」により、改めて子どもをとりまく日本の課題、学校に問われる子どもの人権について考えを深めることができました。

リーフレット「知っていますか?『子どもの権利条約』子どもはひとりの人間だよ!」が「知っていますか?『子どもの権利条約』知っていますか?子どもたちの今」にリニューアルされ、子どもの権利条約クリアファイルも紙ファイルにリニューアルされたことをホームページ上で広報しました。また、子どもや教育に関するNGO等のイベントや教職員組合の学習会等での配布を通して、子どもの権利条約の普及活動に努めました。

国連子どもの権利委員会による日本政府第4・5回統合定期報告書の審査・勧告を受け、総括所見の広報と傍聴行動の還流を行いました。昨年は、子どもの権利条約採択30年、批准25年の年でもあり、東洋大学と共催で寄付講座「国連子どもの権利条約採択30周年～世界中の子どもたちの人権が守られるために—国連子どもの権利委員会の活動と挑戦—」(19年10月)を開催したり、子どもの権利条例東京市民フォーラム・ネットワークと「広げよう!子どもの権利条約 つくろう!子ども条例」と題して、批准25年記念シンポジウム(19年11月)を共催するなど、積極的に広報活動を行いました。また、全国自治体シンポジウム(19年10月)やセクシュアルマイノリティ教職員学習会(20年2月)等に参加するなど、人権諸団体や地域との連携強化に努めました。

アジア太平洋地域等との連携として、台湾における子どもの権利条約実施状況研究視察(19年9月)に平野裕二代表委員を派遣しました。今後も国連の子どもの権利委員会等の動向を注視し、世界の子どもの権利保障のとりくみやアジア太平洋地域等との連携しつつ、子どもの権利条約の具現化にむけとりくみを共有していきます。

新型コロナウイルス感染症の世界的大流行は、子どもたちをとりまく環境を大きく変えました。学校に対する突然の一斉休業要請は、現場を大混乱させ、子ども・保護者・地域・社会にまで広く影響を及ぼしました。経済格差による教育格差、虐待、貧困、生活不安、偏見・差別など、これまで抱えていた問題が一気に顕在化し、子どもの権利保障がますます厳しい状況に陥っています。

感染拡大を防ぐため、人権連の活動も制約を余儀なくされましたが、第21回「子どもの権利条約具体化のための実践」助成事業に13件の応募があり、セクシュアルマイノリティの子どもや外国につながる子どもの交流会など新規1件を含む13件すべての事業に助成を行いました。また、いんふおめーしょんで、昨年度の助成事業の各地の報告と、新型コロナウイルス感染症にかかわった子どもの権利に関する情報を発信しました。

「活動方針（案）」

(2020年10月～)

I. 経過と情勢

子どもの人権連は1986年の発足以降、子どもの権利条約の国連での採択、日本における条約批准、国内での法制度の改善・整備などを求めるとともに教育・福祉の場での子どもの権利確立に重点をおいてとりくんできました。また、国連・子どもの権利委員会の継続的傍聴活動、同委員会宛 NGO レポート作成、社会権規約委員会宛レポート作成など対国連活動も精力的に行ってきました。

2019年は、子どもの権利条約採択30年、日本批准25年の節目の年であり、19年2月に国連子どもの権利委員会の第4・5回統合日本政府報告書への総括所見（以下、「総括所見」）が示されたこととあわせて、その周知を積極的に行いました。20年度はそれをふまえて、子どもの権利に関する包括的な法律や保護政策の策定、独立の監視機関の確保、差別の禁止、子どもの意見の尊重、体罰の禁止、家庭環境を奪われた子どもへの措置、リプロダクティブヘルス及び精神保健に関する施策、少年司法の運営等、子どもの権利にかかわるNPO・市民団体や自治体、教育関係者等と広く連携し、総括所見のフォローアップに努めていくことが重要です。

少子化傾向に歯止めがかからない中、政府は「子育て世帯の負担を軽減し、すべての子どもたちが質の高い教育を受けられるように」として、19年10月、幼児教育・保育の無償化制度を開始しました。しかし、待機児童解消や保育の質の保障の問題、保護者の不公平感、また、「各種学校」が対象外になるなど、多くの課題を残しています。特に、除外される施設があることについては「すべての子ども」の理念に反することであり、早急な見直しが求められます。

これまでも、朝鮮学校の「高校等就学支援金」制度からの除外と補助金の凍結・縮減については、国連人種差別撤廃委員会をはじめ他の国連人権委員会からも勧告を何度も受けています。それにもかかわらず、最高裁で無償化適用除外に関する東京朝鮮中高級学校の上告が棄却されました。無償化法は「家庭の状況にかかわらず、すべての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくる」ことを目的とするものです。子どもの教育を受ける権利が保障されるよう引き続き求めていく必要があります。

障害のある子どもをめぐっては、総務省からの勧告を受け、厚労省がすすめる早期発見、早期支援の名のもと「早期振り分け」が行われています。本人・保護者が地域の普通学級を希望しても、特別支援学級や特別支援学校をすすめる事例が後を絶ちません。また、文科省のすすめる「多様な学びの場」の整備によって、子どもがさらに分けられている現実があります。その結果、子どもの全体数が減少している中、特別支援学級や特別支援学校に在籍する子どもの数は毎年過去最高を更新しています。

「総括所見」では、委員が特別支援学校に在籍する子どもの数が多いことを強く指摘していたことをうけ、「統合された学級におけるインクルーシブ教育を発展させかつ実施する」ことなど、ともに学ぶ環境を整備することが強調されています。障害者権利条約第24条「教育」では「障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと」や、「障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと」とされています。また、20年6月にバリアフリー法が改正され、公立の小中学校(新築・大規模

改修)が、バリアフリーの義務化の対象(2021年4月1日施行)とされました。私たちは障害者権利条約や関連法の周知・理解をすすめ、延期されている障害者権利条約に対する日本政府報告の国連審査を注視するとともに、だれも排除されない施策の充実や、地域で共に学ぶことを保障するインクルーシブ教育を推進することが急務です。

8月、法制審議会は少年法の改正に向けた要綱原案をまとめました。原案では、現行法の適用年齢(20歳)の引き下げについては見送られたものの、18、19歳については家庭裁判所から検察官に送致(逆送)して刑事裁判にかける対象範囲を拡大し、厳罰化を強めるものになっていること、報道において18歳、19歳のみ起訴段階で実名や顔写真などの掲載禁止を解除すること等、実質、年齢の引き下げと変わらないものです。少年事件は減少傾向にあり、現行法が有効に機能していると考えられる中での法改正に、少年司法にかかわる専門家からは疑問視する声が多くあがっています。

「総括所見」でも少年司法は緊急の措置が取られなければならない分野としてあげられ、「子どもの犯罪の根本的原因を研究し、防止措置を緊急に実施すること」が求められており、子どもの背景にある様々な社会的な問題や子どもの人権が十分に保障されていないという現状を解決することがまずは必要です。政府や国会に、子どもの権利委員会からの度重なる勧告を誠実に受け止め、子どもの最善の利益をふまえた立法や施策をすすめるよう求めていかなければなりません。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、これまでの社会の矛盾の顕在化とともに、子どもたちの生活に大きな影響を及ぼしています。

政府による学校一斉休業要請と非常事態宣言により、子どもたちは家での「自粛」生活を余儀なくされました。セーブ・ザ・チルドレンが行った緊急調査では、外に出られないことへのストレス、友だちに会えない寂しさ、学習や進路に対する不安、感染の心配など、孤独感や喪失感を感じている子どもの声が聞かれています。また、政府に対して「子どもの意見を聞いてほしい」「正しい情報が知りたい」「コロナにかかった人の差別が起きないように対策をしてほしい」等、要望の声があがっています。しかし、新型コロナウイルス感染症が子どもたちに大きな影響を与えている状況においても、子どもの意見が反映されることはほとんどありません。「総括所見」では再三にわたり、子どもの意見の尊重について「深刻」な懸念が表明されており、子どもの意見表明・参加を積極的に推進しなければなりません。

厚生労働省の緊急調査では、1月～4月に児童相談所が虐待として対応した件数は6万6789件に上り、19年同期比で12%増加しています。外出「自粛」による家庭内のストレスが子どもに向かっているケースも報告されており、親などからの「体罰禁止」が明記された改正児童虐待防止法が4月から施行となったことをふまえ、児童相談所の体制強化も含めて、実効あるとりくみが急がれます。

虐待と同様に、DVや10代の妊娠の相談件数も増えています。思春期の子どものセクシュアル/リプロダクティブヘルス(性と生殖に関する健康)についても「総括所見」の6つの優先的対応分野の1つとして「深刻」な懸念が表明され、「包括的政策」の策定と効果的教育の推進は喫緊の課題です。

厚生労働省が公表した2019年度の調査結果では、「子どもの貧困率」は13.5%(18年時点)で依然「7人に1人」と改善が見られず、ひとり親家庭の貧困率は48.1%にも上っています。緊急事態宣言により「子ども食堂」が活動できなくなったことで、支援の必要な子どもに対す

る「見まもり」も困難な状況でした。19年11月、「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、「教育」「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労」「生活の安定」「経済的」支援の指標が示されましたが、指標の達成に向け、子どもの権利の視点でさまざまな支援策を実現させていかなければなりません。

2～3か月に及ぶ学校休業は、混乱をもたらしたものの、学校の果たす役割、子どもたちが求めているもの、教職員の働き方と子どもに与える影響など、これまでの学校のあり方を問い直すチャンスでもありました。しかし、再開された学校では日々、消毒作業等の感染予防対策や「学習の遅れを取り戻す」ための授業時間確保に追われている状況です。20年度の全国学力・学習状況調査は中止となり、学習指導要領における教育課程も柔軟な運用が示されたものの、土曜授業や1日7時間授業、夏休みの短縮など、休校による心のケアの必要な子どもがますます追いつめられる状況をつくり出しています。また、感染症にかかる偏見によるいじめや差別も看過できません。国連・子どもの権利委員会は4月8日に「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する声明」（以下、「声明」）を発表、遊び・余暇・レクリエーション等に対する子どもの権利について冒頭で取り上げ、「子どもたちが休息、余暇、レクリエーションおよび文化的・芸術的活動に対する権利を享受できるようにするための、オルタナティブかつ創造的な解決策を模索すること」と明言しています。同調圧力が強まる中、私たちは、子どもの権利条約を基盤に据え、学校再開や今後の学校のあり方を考える必要があります。

中教審では現在、「新しい時代の初等中等教育の在り方」として、幼児教育の質の向上、9年間を見通した義務教育、高等学校教育、特別支援教育、外国人児童生徒への教育の在り方、ICTの活用、学校環境整備、学校運営・施設、教員組織等、多岐にわたって議論され、20年度に答申を出すとしています。ICTの活用については、文科省による「GIGAスクール構想」において、2018年から5年かけて環境整備をすすめる計画が打ち出されていましたが、学校休業が長期に渡ったことへの対策として「2020年度内に1人1台パソコンの導入をめざす」として、その動きが加速されています。子どもの権利委員会は「声明」で「オンライン授業が、すでに存在する不平等を悪化させ、または生徒・教員間の相互交流に置き換わることがないように」と警鐘を鳴らしています。遠隔・オンライン授業が「学校教育」の枠を広げる可能性がある一方で、教育産業の参入による教育の企業化・商業化、自治体間格差による教育格差の拡大等、大きな懸念があります。教育の機会均等、インクルーシブ等の観点から、公教育のあり方を再構築しなければなりません。

東日本大震災、東電福島第一原発事故から10年を迎えようとしています。当時の子どもたちは成長し若者期を迎え、家族や地域・社会の中で新しい生き方を創造しています。一方で、復興・再生が十分にすすんでおらず、避難生活者は未だに4万8000人を数え（復興庁20年1月）ています。若者たちは仕事もなく苦戦する中で、被災地から流出する事態も起きています。政府は20年度末で設置期限を迎える復興庁を10年間延長することを決めています。復興事業費は大幅に縮小され、21年度以降は、「東京電力福島第1原発事故の被災地では、避難指示が解除された地域の生活環境整備や被災者の帰還に重点を置く。地震・津波被災地では、被災者の心のケアや産業振興などに取り組み、5年間での事業完了をめざす」としています。阪神・淡路大震災から25年、NHKが当時子どもだった30代を対象に行った調査で、「被災程度が高い人の6割近くが『今では震災体験を前向きに捉えている』と答える一方で、『今も思い出したくな

い』『触れて欲しくない』と答える人が2割近くに上った。いわゆる『二極化』が起きていた。さらに、被災程度が高い人ほど『町への愛着を感じる』傾向がある」と分析し、二極化のカギは『先生』や『近所の大人』など家族以外の『周囲の大人』の存在」ではないかとなりました。私たちは、子ども期の被災体験がその後に及ぼす影響を見守り続け、支援策を講じる必要があります。

また、各地で地震や豪雨などの大規模災害が頻発し、避難生活を余儀なくされている子どももいます。教育格差の拡大をもたらさないよう、教育の機会均等を保障するために経済格差や地域間格差を是正することが不可欠です。一人として排除されることがあってはなりません。

子どもの人権連は、今後も子どもの権利条約の広報活動とともに総括所見のフォローアップに努めていきます。また、子どもの最善の利益を保障できる学校・社会の実現をめざし、これまでの人権連が果たしてきた役割の総括やとりくみの見直しをすすめつつ、引き続き子どもの権利条約や社会権規約など人権諸条約の具現化にむけとりくんでいきます。

II. 具体的なすすめかた

- (1) 「子どもの権利条約具体化のための実践」助成事業および講師派遣事業を継続します。
また、震災や大規模災害からの復興に関わる子どもの権利実現の実践に対しては、助成事業を特別枠で設けるとともに、東日本大震災子ども支援ネットワークの活動等子どもの権利条約の具現化に資する活動に協力します。
- (2) 子どもの人権課題や子どもの権利条約に関する学習会等を開催します。また、「子どもの権利条約フォーラム」「広げよう！子どもの権利条約キャンペーン」などに他団体、NPO等と連携して参画します。
- (3) 市民と国会議員の会に参加し、「子どもの権利に関する包括的法律」の制定や施策の促進を含む子どもの権利条約の具体化をすすめます。
- (4) 社会権規約委員会等人権諸条約委員会による勧告のフォローアップに努めるとともに、特に子どもに関連するものについて情報発信、普及啓発をすすめます。
- (5) 子どもの権利実現のための国際的なとりくみに参加します。
- (6) 個人通報制度にかかわる選択議定書など子どもの人権に関するキャンペーンにとりくみます。
- (7) 子どもの権利条約ファイルやバッグ、バッジ、リーフレット、カードゲーム等を活用し、子どもの権利条約の普及推進と社会的対話を促します。
- (8) 各地域で子どもの権利に関する条例の制定・政策がすすめられるよう、関係団体や自治体等と連携をはかります。
- (9) 子どもの権利条約の具体化のための学習会等に代表委員などを講師として派遣します。
- (10) 機関誌「いんぷおめーしょん」の発行等をとおして、子どもの権利条約の啓発・広報を行います
- (11) ホームページを活用するなどして、情報発信・広報活動を充実させます。
- (12) 人権連の活動の基盤強化に努めます。また、子どもの権利条約、国際人権規約、人種差別撤廃条約、障害者権利条約、女性差別撤廃条約などの具現化にむけ引き続きとりくみます。